

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年5月27日
【会社名】	株式会社クリーク・アンド・リバー社
【英訳名】	CREEK & RIVER Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 井川 幸広
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目10番9号
【電話番号】	03(4550)0011(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 黒崎 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目10番9号
【電話番号】	03(4550)0011(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 黒崎 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年5月26日開催の当社第26回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年5月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金8円

第2号議案 定款一部変更の件

以下のとおり、定款の一部を変更する。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更後定款
<p>(取締役の責任免除) 第27条 &lt;条文省略&gt; &lt;新設&gt;</p>	<p>(取締役の責任免除) 第27条 &lt;現行どおり&gt; <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>(監査役の責任免除) 第36条 &lt;条文省略&gt; &lt;新設&gt;</p>	<p>(監査役の責任免除) 第36条 &lt;現行どおり&gt; <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>

第3号議案 取締役3名選任の件

取締役として、澤田秀雄、中村洋之及び藤沢久美を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、斑目力曠、安部陽一郎及び喜多村裕を選任する。

第5号議案 取締役の報酬額改定の件

取締役の報酬額を年額150,000千円以内(うち社外取締役分は年額15,000千円以内)に改定する。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものとする。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	155,547	154	224	(注)1	可決(99.90%)
第2号議案	155,439	262	224	(注)2	可決(99.83%)
第3号議案					
澤田 秀雄	148,487	7,214	224	(注)3	可決(95.37%)
中村 洋之	155,511	190	224		可決(99.88%)
藤沢 久美	155,507	194	224		可決(99.88%)
第4号議案					
斑目 力曠	144,070	11,631	224	(注)3	可決(92.53%)
安部 陽一郎	145,069	10,632	224		可決(93.17%)
喜多村 裕	155,244	457	224		可決(99.71%)
第5号議案	151,989	3,712	224	(注)1	可決(97.62%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2の賛成であります。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権は、加算しておりません。

以 上